



## トリアージを受ける参加者

3月6日(日)に、地元住民や自主防災組織の皆さんをはじめ、国、県など防災関係各機関の参加による安中市総合防災訓練が実施されました。震度7の地震を想定し、情報収集、要救助者の救出、トリアージ、土砂災害、炊き出し訓練などを行い、地域と行政機関の防災力の連携強化が図れました。

※トリアージ：患者の重症度に基づいて、治療の優先度を決定して選別を行うこと

## 主な内容

- P2 機構改革に伴う組織および配置変更について
- P3 『私だけが知っている安中の“魅力”百選』募集
- P4 竹林の管理に困っていませんか

## ■組織の変更など

### ○名称変更

3月31日まで	→	4月1日から
法制課	→	行政課
環境推進課	→	環境政策課
環境推進課 環境衛生係	→	環境政策課 環境推進係
産業部	→	産業政策部
農林課 林政係	→	農林課 林政鳥獣対策係
商工観光課	→	観光課
地域振興課	→	総務管理課
公立碓氷病院 総務課	→	公立碓氷病院 総務企画課

### ○新設(太字部分)

4月1日から	主な事務の内容
<b>市民生活課</b> <b>市民協働係</b>	市民協働、NPO・ボランティア・地域づくり団体の支援、男女共同参画、国際交流に関することなど
<b>市民生活課</b> <b>相談支援人権係</b>	各種相談、若者支援、婚活、消費者保護、人権擁護に関することなど
<b>観光課</b> <b>施設管理係</b>	観光施設の管理に関することなど
<b>地域創造課</b> <b>地域政策係</b>	空き家対策、定住促進、地域活性化に関することなど
公立碓氷病院 総務 企画課 <b>企画推進係</b>	病院の経営・運営全般の企画推進に関することなど
教育委員会事務局 総務課 <b>学校給食係</b>	学校給食に関することなど

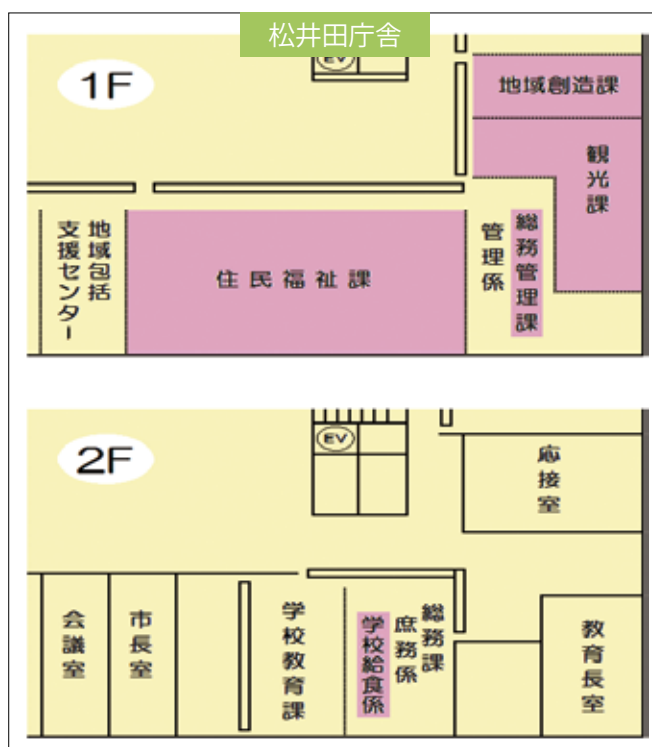
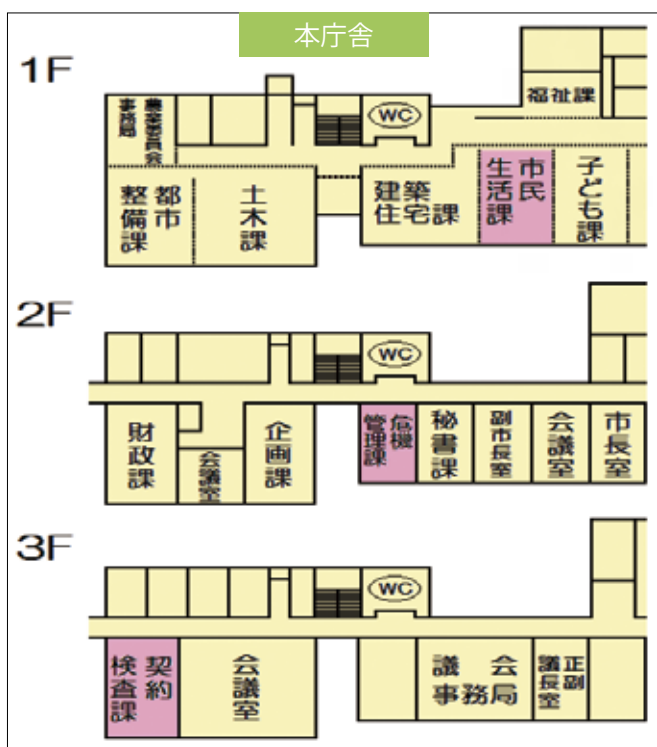
### ○所属変更など

3月31日まで	→	4月1日から
企画課 女性政策係	→	廃止(事務は市民生活課市民協働係の所管)
法制課 行政相談係	→	廃止(事務は市民生活課相談支援人権係の所管)
市民部 安全安心課 (危機管理係、交通防犯係)	→	総務部 危機管理課(危機管理係、交通防犯係) (消防団関連事務は安中消防署の所管)
安全安心課 消費生活センター	→	市民生活課 消費生活センター
福祉課 人権擁護係 (光陽館、ゆうあい館)	→	市民生活課 相談支援人権係(光陽館、ゆうあい館)
商工観光課 商工労働係	→	地域創造課 商工労働係
地域振興課 振興係	→	廃止(事務は観光課・地域創造課の所管)
住民課(市民係、税務保険係)	→	住民福祉課 (市民係、税務保険係、福祉子ども係、健康介護係)
保健福祉課 (福祉子ども係、健康介護係)		
学校教育課 松井田学校給食センター	→	教育委員会総務課 松井田学校給食センター

**機構改革に伴う組織  
および配置変更について**

新年度のスタートに合わせて、4月1日(金)から組織の変更や新設を行います。また、4月4日(月)から庁舎内の配置を変更します。

## ■配置の変更(4月4日(月)から)



安中市合併10周年記念事業

『私だけが知っている  
安中の“魅力”百選』

# 募

本市は、3月18日で合併10周年を迎え、改めて「ふるさと安中」の埋もれた地域資源を再発見し、「安中の魅力」を内外に情報発信することとなりました。あなたの目で発見した「安中の魅力」を、たくさんの人に伝えてみませんか。

■募集作品の内容

安中市内の景観、風景、風物、風習、自然現象、歴史的人物、偉人、変わった人工物、お宝品、遺産など。  
たとえば、「珍百景」的なもの、設置場所に合わないもの、珍しい商品や道具、不自然な造形・動作をするものなど。ただし、すでに安中市史や文献などに記載されているものは選定外とします。

■応募資格

市内外を問わず、どなたでも応募できます。

■募集期間

4月1日(金)～  
平成29年3月31日(金)

■応募方法

プリント写真、電子データによる写真画像または動画のいずれか応募用紙のセットで応募してください。  
〔プリント写真で〕

応募する場合

- 応募作品と頁下の応募用紙に必要事項を記入し、郵送または直接持参してください。
- データで応募する場合  
〔データで応募する場合〕  
データのファイル名は作品のタイトルと同じにしてください。
- データをCD・DVDに保存し、応募用紙に必要事項を記入し、郵送または直接持参するか、下記メールアドレスに添付して応募してください。ただし、動画データの場合は、メールでの提出はご遠慮ください。応募用紙は、頁下に掲載しているほか市ホームページからもダウンロードできます。

■応募上の注意

- 応募作品は1人につき3点までとします。
- 作品は未発表のもので、使用权が第三者に帰属していない作品に限ります。
- 応募作品の使用・著作権は、安中市に帰属します。

● 被写体の肖像権侵害などの責任は負いかねます。万が一、第三者と紛争が生じた際は、応募者自身の責任と費用負担によって解決していただきます。

- 加工（合成、消去、色の置き換えなど）した作品の応募は不可とします。
- 応募作品は返却しません。
- 応募者の個人情報、応募者への通知と発送、選定作品の発表にのみ使用します。

■選定・公表

- 選考会を開催し、選定作品を決定します。
- 同一対象の応募があった場合には、一点を選定させていただきます。
- 選定作品は、市が作成する冊子、市ホームページなどに掲載します。
- 選定作品の応募者には、粗品を贈呈します。

■応募・問合せ先

〒379-0192  
安中市役所企画課企画調整係  
(☎内線1021)  
E-mail:  
anniv@city.annaka.gunma.jp



『私だけが知っている安中の“魅力”百選』 応募用紙



フリガナ		住所	
氏名		電話番号	
年齢			
作品のタイトル			
撮影場所			
コメントおよび説明			
撮影時期	年	月	日

# 集

# 竹林の管理に困っていませんか

近年、竹林の生育面積の拡大とそれに伴う森林の荒廃が問題となりつつあります。そのほかにも住宅地や農地では地下茎による隣地への侵入や日照不足、積雪による道路通行への支障などさまざまな環境問題が生じております。

市では、市民の住環境の向上を図ることを目的として、市民が自主的に行う竹林の管理活動に対して竹を駆除するための薬剤の供与と注入用器具および竹粉碎機の貸与を行っております。



竹に注入する器具と薬剤

## 対象となる取り組み

市内に竹林を所有する人または委任を受けた人が、自主的に行う竹林の管理活動

## 助成内容

### ● 薬剤の供与

竹1本当たり10ミリリットルの薬剤(ラウンドアップマックスロード)を供与します。原則として供与対象となる竹の本数は、1,000本までとなります。ただし、竹林の面積のうち500㎡の範囲における竹に限り、追加で認定できます。

竹の本数を数えるのが困難な場合

は、一般的な竹林の平均密度(1㎡当たり2本)を元に供与する薬剤を算定します。供与は、予算がなくなり次第終了となります。

### ● 作業器具、薬剤注入用器具の貸与

薬剤を竹に直接注入するために、竹に穴を開ける充電式ドリルおよび竹に薬剤を注入する薬剤注入用器具を貸与します。

器具を貸与する期間は14日以内となります。

### ● 竹粉碎機の貸与

伐採した竹を粉碎する竹粉碎機を貸与します。燃料代や運搬費など利用に係る全ての費用は、貸与を受けた者の負担となります。料金は、

☎

農林課林政鳥獣対策係までお問い合わせください。

貸与する期間は7日以内となります。

## 遵守事項

- (1) 申請書および借用書に記載した使用内容以外の目的に使用しないこと。
- (2) 器具を使用する前に必ず点検を行い、安全に使用すること。特に竹粉碎機を使用する場合は、ゴーグル、手袋、保護服などを必ず着用すること。
- (3) 薬剤を使用した後は、その範囲をロープなどで囲ったうえで、竹林内の立入りを禁止するとともに、竹の子などが食べられない旨を表示すること。
- (4) 器具および薬剤の使用中的事故などに関し、市長に一切の責任を求めないこと。
- (5) 貸与を受けた器具に損害を生じさせた場合は、直ちに市に状況を報告すること。また、この損害について市から賠償の請求があった場合は請求に応じること。
- (6) 駆除を行った後の竹によって隣接地に被害が発生しないようにすること。

## 申請方法

☎農林課林政鳥獣対策係で申請書・借用書・管理計画書を受領・記入し、はんこを持参のうえ窓口で申請をしてください。

### ● 薬剤供与の場合

- ・竹駆除用薬剤供与申請書
- ・竹林管理用作業器具借用書
- ・竹林管理計画書
- ・位置図

### ● 竹粉碎機貸与の場合

- ・竹林の現況写真(2枚以上)
- ・竹林管理用作業器具借用書
- ・竹林管理計画書
- ・位置図
- ・竹林の現況写真(2枚以上)



貸与する竹粉碎機

問合せ ▶ ☎農林課林政鳥獣対策係 (☎内線2619)

# 野生動物の生態と被害を防ぐ

## 被害を防ぐ

市では、平成27年4月から11月の狩猟解禁までの間に有害鳥獣駆除隊により、野生動物を有害鳥獣駆除として捕獲しました。これから暖かくなるにつれ、野生動物の動きが活発化してきますので、農作物の被害や住民の皆さんの安全のためにも次のことにご注意ください。

### 被害を防ぐには

#### ① 野生動物が近寄らない環境を作る

●人間にとって商品価値のないものや、くず野菜や生ごみなどでも野生動物にとっては立派な食料です。そういったものを自宅の敷地内などに放置したり、食べられるような所に置かないよう心がけることが大事です。またごみステーションにごみを出す際も回収日の朝に出してください。

●野菜、果樹類などの収穫後は、枝を切って新たな実がでないように放すことや、畑の隅などへの放

#### ② 野生動物を近づけない

●ハクビシンやアライグマなどは、知らぬ間に人家の屋根裏や物置に住み着いていることがあったり、イノシシなどは人家付近の耕作放棄地などが絶好の住み家となります。普段から適切な管理を心がけることが重要です。

●夕方から早朝にかけては活動が活発になります。冬期は特に暗くなるのが早いので外出の際は懐中電灯

置果樹も無くしてください。犬や猫などの餌も野生動物を引き寄せる要素のひとつです。食べ残しの餌などは速やかに片付けてください。

#### ③ 有害鳥獣被害減少への協力をお願い

●現在、市では狩猟期間外において有害鳥獣駆除隊により、適正な捕獲を行っているところですが、有害鳥獣駆除期間内の捕獲檻、わななどの設置場所のご理解・ご協力をお願いいたします。

●駆除だけではどうしても完全な被害

や音の出るものを携帯しましょう。また、むやみに威嚇することは大変危険な行為です。出会ってしまった際には速やかにその場を離れてください。

●平成22年度の制度改正により狩猟免許所有者（わな猟）の申請において、自己所有の農地および管理地に限り捕獲檻での捕獲申請が狩猟期間以外でもできるようになりました。また狩猟免許取得に関する補助制度もありますのでお問い合わせください。

●害の減少という訳にもいかず、捕獲檻設置場所などにも安全上制限がある場合も想定されるため、住民の皆さんでの自己防衛もお願いいたします。また農作物被害に対する防除資材補助制度もありますので購入前にご相談ください。

### 有害鳥獣捕獲頭数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
イノシシ	430	338	445	281
アライグマ	104	109	167	167
ハクビシン	118	118	144	66
ニホンザル	8	8	12	22

#### イノシシ ～餌を求めてどこまでも～

野生の寿命は10～15才。子どもを春に産み栄養状態がよければ非常に繁殖力が高くなります。非常に頭がよく、学習能力は犬なみ。音、光、においにはすぐ慣れます。夜行性ではないのですが、とても臆病であるため、人のいない夜間に活動します。

耕作放棄地や、遊休農地は絶好の住み家です。山に居場所がないからイノシシは来るのではありません。里に美味しいものがあるから来るのです。

#### アライグマ・ハクビシン ～人間の身近に生息～

イノシシと同様に子どもを春に産み、廃屋や倉庫、まれに人家の屋根裏などに住み家を作る。

主に夜行性で手先が器用であるため、防護柵などでは防ぎきれない場合もあります。食性は雑食性で人間の食べるものであればほとんどのものを食べます。

問合せ ▶ 農林課 林政鳥獣対策係 (☎内線 2618)

# 介護保険料の

## お知らせ

介護保険は、全ての被保険者が納める介護保険料と公費（税金）を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に介護サービスを提供することで、被保険者自身とその家族を支援する仕組みです。

市内に居住する40歳以上の人は全て、市が運営する介護保険の被保険者となります。被保険者は年齢によって、第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳から64歳までの人）に分けられ、それぞれ保険料の決め方や納め方が異なります。皆さんにご負担いただく保険料は、介護保険事業を円滑に実施するための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ■介護保険料の減免

災害などの特別な事情により保険料の納付が困難なときは、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。また、特に生活が困窮し、保険料の全額を負担することが困難なときは、保険料を減額する場合があります。

### ■介護保険料を滞納した場合

特別な事情もなく保険料の滞納が続いた場合、介護保険サービスを利用するときに、未納の期間に応じて、次の措置が講じられます。

- 1年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付分（9割または8割）が支払われる形となります。
- 1年6カ月以上滞納すると、保険給付分の一部または全部が一時差し止められ、その中から滞納保険料相当額が差し引かれる場合があります。
- 2年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の自己負担割合（1割または2割）が3割に引き上げられ、高額介護（介護予防）サービス費などの支給が受けられなくなります。

### ■40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の介護保険料

加入している医療保険ごとの算定方法にしたがって決められ、医療保険料と合わせて納めます。

65歳になった月（誕生日の前日の属する月）の分から、医療保険料とは別に、直接市へ納付する方法に変わります。

### ■介護保険料の納付

特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書・口座振替）の2つの方法に分かれます。特別徴収の人は、10月上旬頃までに決定通知書により、普通徴収の人は、7月中旬頃までに納付通知書により、確定保険料額をお知らせします。また、特別徴収と普通徴収を併用する場合がありますので、ご注意ください。

#### ○特別徴収となる場合

- 老齢（退職）、遺族、障害年金の受給額が年間18万円以上の人は、日本年金機構などの年金支払者が、年金の定期支払（偶数月）の際に保険料を差し引きます。

※ただし、年金の受給額が年間18万円以上でも、次のいずれかに該当する人は、年金の受給が開始または再開されるまでの間（6カ月から1年間）、普通徴収となります。

- 年度途中で、65歳になった場合や他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で、年金の受給が始まった場合
- 年度途中で、保険料額が減額になった場合
- 年度途中で、保険料額が増額になった場合
- 年金の一時差し止めや支給停止になった場合
- 年金担保貸付金の返済が開始された場合

#### ○普通徴収となる場合

- 上記の理由により、特別徴収の対象とならない人は、市から送付される納付書により、市役所または指定金融機関で納めます。
- 口座振替を希望する場合は、納付通知書、預金通帳、届出印をご持参のうえ、直接金融機関の窓口にお申し込みください。振替開始の時期は、お申し込みされた月の翌月納期分からとなります。

## ■65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

保険料段階	対象者	保険料率	保険料額(年額)	
第1段階	●生活保護受給者の人 ●本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ●世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	28,700円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	47,700円
第3段階		120万円超の人		
第4段階	本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の人	基準額×0.90	57,200円
第5段階		80万円超の人	基準額	63,600円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が	120万円未満の人	基準額×1.20	76,300円
第7段階		120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	82,600円
第8段階		190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	95,400円
第9段階		290万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	108,100円
第10段階		400万円以上700万円未満の人	基準額×1.80	114,400円
第11段階		700万円以上の人	基準額×1.90	120,800円

※保険料段階（保険料額）の決定は、算定の基礎となる市町村民税の課税状況確定後（6月以降）となります。

### 【低所得者の保険料軽減について】

第1～3段階については、平成29年度から、消費税による公費を投入した低所得者の保険料軽減が実施される予定です。

問合せ▶**☎**介護高齢課介護保険係（☎内線1187）

## 自主活動組織「バート倶楽部」

日頃から生活するための必要な筋肉を鍛えることは、疾病予防を図るとともに健康でいる期間を延伸することにも繋がります。

手軽にできる運動の継続的な教室に参加したいとの声が多数あることから、このたび次のとおりの内容で教室を発足します。ぜひ、お申し込みくださいますようご案内いたします。

日 程▶月2回 第2・4火曜日 午後1時30分～2時30分

会 場▶恵みの湯2階 トレーニングルーム

講 師▶健康運動指導士 渋川 貴子 先生

参加費▶2,100円（6回 3カ月分）を前納していただきます。

上記のほか入館料300円（恵みの湯フロントで毎回お支払いください）

\*入館料は教室時間を含めて3時間の館内利用料となります。

\*時間内の入浴、休憩も可能です。

持ち物▶ヨガマットまたはバスタオル、飲み物、タオルなど

定 員▶10人（申込み順）

申込み▶4月7日(木) 午前8時30分から（参加希望者本人の電話受付のみ）

その他▶この教室は自主活動ですので、運営は参加会員の皆さんに行っていただきます。

手軽にできる運動を  
一緒にしませんか



### 平成28年度の日程表

4月12日、26日	5月10日、24日
6月14日、28日	7月12日、26日
8月9日、23日	9月13日、27日
10月11日、25日	11月8日、22日
12月13日、27日	1月10日、24日
2月14日、28日	3月14日、28日

問合せ▶**☎**健康づくり課保健指導係（☎内線1174）

# 児童・福祉手当のご案内

市では次のとおり、児童・福祉の手当を支給しております。支給要件を満たして、まだ申請していない人は手続きをしてください。

## 児童手当

困子ども課子ども育成係 (☎内線1164)  
☎住民福祉課福祉子ども係 (☎内線2153)

15歳に達する日以降の最初の3月31日までの、日本国内に居住する(海外留学を除く)児童を養育している人

支給額(月額) 3歳未満(一律)……15,000円  
3歳以上小学校修了前…10,000円(第3子以降は15,000円)  
中学生(一律)……10,000円  
所得制限限度額以上……5,000円

手当の支給は原則として申請の翌月分から開始します。なお、受給中に次の事由が生じたときは手続きが必要です。

- 受給者または支給対象児童の住所や氏名に変更があったとき
- 養育する児童に増減があったとき
- 児童を養育しなくなったとき など

※手続きが遅れると手当が受給できない月が生じたり、受給した手当を返還していただくことがありますのでご注意ください。

※公務員の方は勤務先で手続きしてください。

※手当を受給している人は6月に現況届が必要となります。

## 児童扶養手当

困子ども課子ども育成係 (☎内線1164)  
☎住民福祉課福祉子ども係 (☎内線2153)

次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日(政令で定める程度の障害を有する場合は20歳未満)までの児童を監護している父または母、父母に代わって養育している人

- ①父母が離婚 ②父または母が死亡 ③父または母が重度の障害(国民年金法による障害等級1級程度) ④父または母が生死不明 ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄 ⑥父または母が裁判所よりDV保護命令を受けている ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている ⑧未婚の子(父親から認知された児童も対象) ⑨父母ともに不明(孤児)

※児童が児童福祉施設などに入所している場合は、手当が支給されません。

支給額(月額) 全部支給額…42,330円 一部支給額…42,320円~9,990円  
2人目…5,000円加算 3人目以降…3,000円加算

※受給資格者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全部または一部が停止されることがあります。

※偽りや不正な手段により手当を受給したときには、法令により罰せられる場合があります。

※所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください。

※手当を受給している人は8月に現況届が必要となります。

## 特別児童扶養手当

困子ども課子ども育成係 (☎内線1164)  
☎住民福祉課福祉子ども係 (☎内線2153)

精神、または身体に一定の障害のある20歳未満の人を監護している父母、または父母に代わって養育している人

次の条件に該当する場合には、手当が支給されません。

- 児童福祉施設などに入所している場合
- 障害のある児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できる場合

支給額(月額) 1級…51,500円 2級…34,300円

※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全部が停止されることがあります。

※障害の程度、所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください。

※手当を受給している人は8月に所得状況届が必要となります。

## 障害児福祉手当

困福祉課障害福祉係 (☎内線1154)  
☎住民福祉課福祉子ども係 (☎内線2153)

重度の障害があり、日常生活において、常時介護を要する20歳未満の人

※福祉施設などに入所している場合は該当しません。

※特別児童扶養手当と併せて受給できます。

## 特別障害者手当

困福祉課障害福祉係 (☎内線1154)  
☎住民福祉課福祉子ども係 (☎内線2153)

在宅で重度の障害があり、日常生活において、常時特別の介護を要する20歳以上の人

※障害を事由とする障害基礎年金などと併せて受給できます。



# 在宅訪問 理美容サービス



このサービスは、理・美容店に出向くことが困難な在宅の高齢者や障害者に対し、自宅にて理・美容のヘアカットサービスを受けることができる券を支給するものです。

## ご利用の流れ

サービス	<p>事業者（本事業の協力理・美容店）が自宅を訪問してヘアカットを実施します。</p> <p>このサービスの対象となるのはヘアカットのみです。</p> <p>利用者は、利用券を受領したあと、事業者との連絡調整が必要です。</p> <p>なお、ヘアカットの実施中は立会者が必要です。</p>									
対象者	<p><b>【高齢者の場合】</b>（①か②どちらかに該当）</p> <p>①65歳以上の在宅高齢者であり、要介護認定における要介護度が4または5の認定を受けている人</p> <p>②65歳以上の要介護認定を受けている外出困難者で、1人暮らしまたは同居者がいる場合であっても同居者が高齢や障害のために支援が得られない人</p> <p><b>【障害者の場合】</b>（①か②どちらかに該当）</p> <p>①障害者手帳の交付を受けている在宅障害者であり、下肢機能障害、体幹機能障害、視覚障害者の1級または2級の人</p> <p>②重度の障害者手帳の交付を受けている外出困難者で、1人暮らしまたは同居者がいる場合であっても同居者が高齢や障害のために支援が得られない人</p>									
利用券	<p>申請によりサービスの利用決定を受けた利用者には、右表のとおり単年度に4枚を限度とした利用券を後日郵送します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用券1枚につき1回サービスを利用することができます。</li> <li>●利用券の有効期限は、交付を受けた年度の末日までです。</li> <li>●利用者本人以外の方がサービスを利用することはできません。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>4～6月申請</td> <td>4枚</td> </tr> <tr> <td>7～9月申請</td> <td>3枚</td> </tr> <tr> <td>10～12月申請</td> <td>2枚</td> </tr> <tr> <td>1～3月申請</td> <td>1枚</td> </tr> </table>	4～6月申請	4枚	7～9月申請	3枚	10～12月申請	2枚	1～3月申請	1枚
4～6月申請	4枚									
7～9月申請	3枚									
10～12月申請	2枚									
1～3月申請	1枚									
申請窓口	<p><b>【高齢者の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●困介護高齢課高齢者対策係（☎内線1181）</li> <li>●困住民福祉課健康介護係（☎内線2152）</li> </ul> <p><b>【障害者の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●困福祉課障害福祉係（☎内線1159）</li> <li>●困住民福祉課福祉子ども係（☎内線2154）</li> </ul>									

## 市の窓口へ申請



利用券が後日郵送されます



## 事業者へ連絡



訪問日時の調整など



## サービスの実施



自宅にてヘアカット



## お支払い



利用券と代金の支払い

※詳細は各担当部署までお問い合わせください。

# け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

## 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援 臨時福祉給付金

賃上げの恩恵が及びにくい低年金受給者の支援のため、給付金を実施します。

平成27年度住民税（均等割）

が課税されていない人

- ・扶養者が課税されている場合
- ・生活保護の受給者 など以外

### 対象者

平成28年度中に65歳以上となる人  
(昭和27年4月1日以前に生まれた人)

## 支給要件

●支給対象者 : 平成27年度分の住民税（均等割）が課税されていない人のうち、平成28年度中に65歳以上となる人（昭和27年4月1日以前に生まれた人）が対象です。

ただし、以下の場合には対象となりません。

- ・平成27年度分の住民税（均等割）が課税されている人に扶養されている場合
- ・生活保護や中国残留邦人などに対する支援給付を受給している場合
- ・給付金の支給決定がされる前に亡くなられた場合 など

●支給額 : 1人につき 30,000円（1回限り）

●基準日 : 平成27年1月1日

表1【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

(給与所得者)

	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168万円
夫婦子2人	209.8万円

(公的年金等受給者)

		非課税限度額 (年金収入ベース)
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	147万円



# 確認じゃ！高齢者向

## 申請方法

### ●申請・問合せ先

平成27年1月1日時点で住民票がある市町村が申請先となります。  
安中市が申請先となる人は、下記窓口が給付金の申請窓口です。

困福祉課社会福祉係（☎内線1153） 困住民福祉課福祉子ども係（☎393-7070（直通））

### ●申請受付期間

4月20日(水)～7月22日(金)（土・日曜日、祝日を除く）  
※郵送申請の場合、7月22日(金) 必着

### ●提出書類

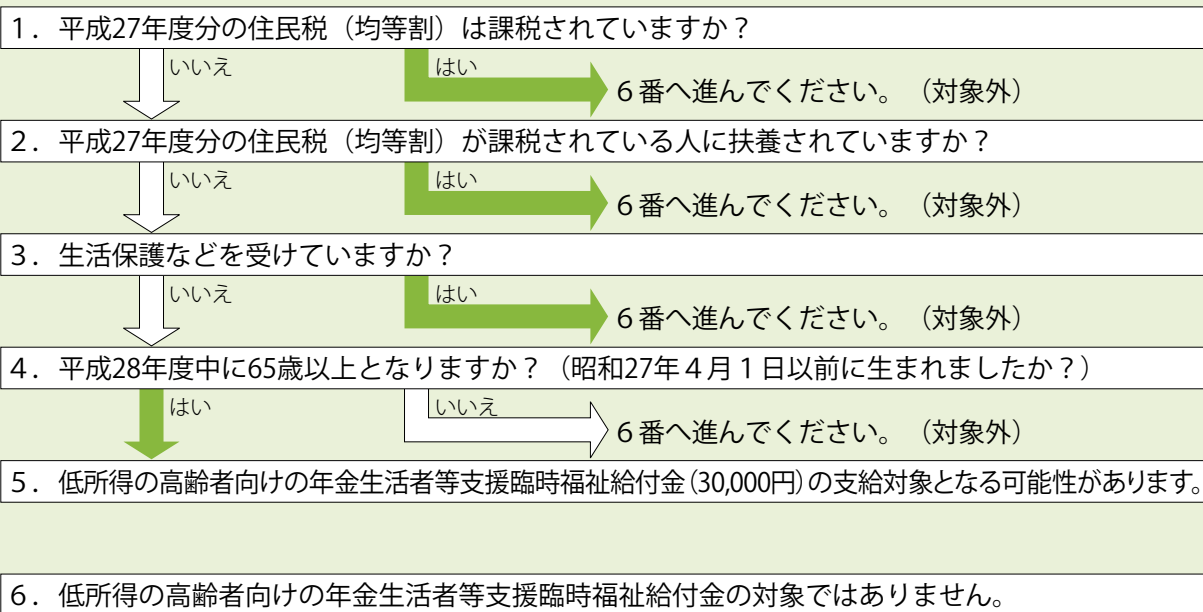
申請書（対象者と思われる人あてに、4月中旬頃郵送いたします。）

申請時に 用意して いただく もの	本人確認書類 住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証、パスポートなどいずれかの写し 指定した口座が確認できる書類 金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳またはキャッシュカードの写し
----------------------------	--

## ご 注 意

- 原則として、申請期間外の申請や申請先と異なる市町村への申請は受け付けられません。
- 申請期間などは、各市町村により異なります。安中市以外が申請先となる人は、事前にその市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認してください。
- 平成26年度および平成27年度に支給した給付金については、申請期間が終了しているため、受付できません。

## 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金対象者診断チャート



「高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」を装った振り込め詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）をかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



売却区分番号 28-4の物件

市税の滞納処分として差し押さえた不動産（土地・建物）を公売し、入札によって売却します。今回は、土地付建物2件、土地4件の計6件の不動産が公売対象で、売却代金は市税に充てられます。

本市では、例年11月に近隣市町村と合同で不動産公売を行っています。

今回は、本市単独での不動産公売となります。

公売機会を増やすことで、より多くの入札・売却と税収確保を目指します。

どなたでも参加ができますので、ぜひご参加ください。詳細はホームページか公売広報でご確認ください。

# 差し押さえた不動産を公売します

～ どなたでも参加できます ～

入札期日	7月27日(水) 受付開始：午後1時 入札開始：午後2時	場 所	市役所 <sup>③</sup> 305会議室
その他	物件の詳細と公売参加の手続については、市のホームページ、または、 <sup>④</sup> 収納課・ <sup>⑤</sup> 住民福祉課に用意した「公売広報」をご覧ください。		

売却区分番号	所在地	内 容				最低入札価額 (円)	公売保証金 (円)
		土地	土地面積(m <sup>2</sup> )	建物	建物面積(m <sup>2</sup> )		
28-1	安中五丁目字城下	宅地3筆	計353.30	建物1棟	計119.24	2,710,000	280,000
28-2	松井田町八城字別所	畑1筆	300	—	—	1,220,000	130,000
28-3	松井田町八城字別所	畑1筆	536	—	—	2,170,000	220,000
28-4	松井田町八城字渡戸	宅地2筆	計326.99	—	—	4,180,000	420,000
28-5	松井田町人見字新田	宅地2筆 畑2筆	計472.45	—	—	5,180,000	520,000
28-6	松井田町二軒在家字中島	宅地2筆	計391.85	建物1棟	42.49	2,220,000	230,000

※直前に公売を中止する場合があります。事前に公売実施の有無を問い合わせてください。

※農地の場合、公売参加には農業委員会の発行する買受適格証明書が必要となります。

## 滞納処分を強化しています

◎滞納処分（財産の差押え）を強化しています

滞納処分とは、市が滞納者の財産を差押え、お金に換えて市税に充てる手続のことです。預貯金や給与収入など、支払い能力があるにもかかわらず、遊興費や住宅ローンなどの支払いを優先して納税をしない人に対しては、積極的に財産の差押えを執行しています。現在、給与と不動産（土地・建物）の差押えをより強化しています。

市税を滞納してしまい、市が勤務先に給与照会することにより、結果的に市税の滞納の事実が勤務先に知られることとなります。給与差押えについては、完納になるまで毎月取立をします。また、不動産の差押え後も納税について誠意が無いなどの場合は公売を実施します。

◎市税に滞納のある人に対しては、確定申告による所得税還付金を全て差し押さえます

確定申告をしたことにより所得税が還付になる場合、市税に滞納のある人については、差押えの手続きを行なったうえで、全て市税に充当します。差押えを執行するにあたり、本人の承諾は必要ありません。なお、市税を分割納付している人も所得税還付金の差押えの対象となります。この場合も、本人には連絡せずに差押えを執行します。

問合せ▶<sup>④</sup>収納課収納整理係（<sup>⑧</sup>内線1086）

# 納期内納付のご協力ありがとうございます

税は私たちが安心して健康な暮らしをするための原資（もと）となるものです。福祉や医療・健康対策、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。

本市においては、大多数の皆さんが納期内に納税しています。納期限を経過すると納期内に納付している人との公平性を欠くこととなりますので、延滞金が発生する場合があります。

税の滞納に対しては、督促状の発送などに多額の経費がかかり、これらの出費や税収の遅延は市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。

市税の納め忘れのないよう、皆さんのご協力をお願いします。

## 便利で確実な口座振替（自動払込）をおすすめします

「口座振替（自動払込）」は皆さんが指定した預貯金の口座から、市税・保険料などを自動的に振り替えて納付するものです。一度申し込みすると、毎年自動的に引き落としになるため、納め忘れがなく安全確実に納期限日に納付できます。

納付のための時間が省けますので、日ごろお忙しく時間の取れない人や、納付場所まで行くことが困難な人には、とても便利で安心できる

納付方法です。

### ◎口座振替ができる市税など

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、下水道使用料、市立保育園の保育料、学校給食費、秋間みのりが丘地域し尿処理施設使用料

### ◎口座振替ができる金融機関など

群馬銀行、群馬県信用組合、東和銀行、しのもめ信用金庫、中央労働金庫、碓氷安中農業協同組合、みずほ銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）

※ゆうちょ銀行については、学校給食費の自動払込（口座振替）の手続きはできません。

### ◎口座振替（自動払込）に関するQ & A

Q1. 申し込みはどのようにしたらよいのですか？

A1. 前述の金融機関の本・支店に申込用紙を提出してください。通帳・届出印・納税通知書が必要となります。

Q2. 引き落としはいつからですか？

A2. 申し込みをした月の翌月の末日以降の納期限日から開始となります。

Q3. 納期限日に残高不足で振替できませんでした。

A3. 再振替はできませんので、市税の場合は後日送付される「督促状兼振替不能通知」にて現金で納

付していただくか、困収納課までお問い合わせください。

Q4. 口座名義人が亡くなりました。どうしたらよいですか？

A4. 口座が凍結してしまう可能性があるため、市税の場合は後日送付される督促状または納付書にて現金で納付してください。再度口座振替（自動払込）をご希望の場合は改めてお申し込みください。

## 専用はがきでも口座振替の申し込みができます

左表の対象税目については「専用はがき」に必要事項を記入・押印（届出印）し、貼り合わせ、郵便ポストに投函することで口座振替（自動払込）の申し込みができます。

取扱金融機関	対象税目
群馬銀行、群馬県信用組合、東和銀行、しのもめ信用金庫、中央労働金庫の本・支店、碓氷安中農業協同組合東部・西部支所、ゆうちょ銀行（郵便局）	市県民税、軽自動車税 固定資産税・都市計画税 国民健康保険税

※はがきによる口座振替（自動払込）の申し込みの場合、みずほ銀行は対応していません。また、金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口には提出できません。

専用はがきは、口座振替（自動払込）を利用していない人の納税通

知書に同封しているほか、困収納課、困住民福祉課の窓口にも用意しています。

## 市税はコンビニエンスストアでも納付ができます

市内外のコンビニエンスストアなどでも納付書を使って市税の納付ができます。時間や曜日気にせず、いつでも納付でき大変便利です。なお、領収書は納付したことを証明する重要な書類です。5年間大切に保管してください。

## 納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病氣、事業の休止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

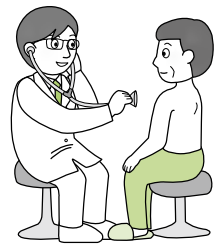
### ●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	時間	場所
5月2日(月)	午後8時まで	困収納課

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

年に一度は健康チェックを



市では、安中市国民健康保険

の被保険者および市内に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者を対象に「日帰り人間ドック」を実施します。ご希望の方は次によりお申し込みください。

なお、この人間ドックを受診すると、「特定健康診査（後期高齢者健康診査）」を受診したことになります。40歳以上75歳未満の人で内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に該当すると判定された人には、後日、特定保健指導利用券と利用案内をお送りしますので、必ず特定保健指導を受けてください。

対象者

- ①国民健康保険人間ドック：昭和56年3月31日以前に生まれた安中市国民健康保険加入者で、国民健康保険税を完納している世帯の人（1世帯2人まで）
- ②高齢者人間ドック：市内に住所を有する後期高齢者医療制度加入者

で、後期高齢者医療保険料を完納している人

※①、②ともに平成28年4月1日現在で該当している人が対象。

自己負担金 14,000円

（検診費37,600円）

市助成23,600円

※医師が必要と認めた場合、眼底検査を実施しますが、自己負担金は同じです。

※50歳以上の男性については、人間ドック負担金とは別に500円（70歳以上は無料）を負担していただくと同立腺がん検診が同時に受けられます。

※追加分は全額自己負担とはなりません。CA19-9（膵臓がんマーカー）検査他、各種オプション検査などが可能な場合があります。詳細は下表の安中市人間ドック実施協力医療機関にお問い合わせください。

受診期間

6月1日（水）～11月30日（水）

※40歳未満の人・75歳以上の人は12月まで。

受付場所・期間

○安中市保健センター1階・

☑住民福祉課

4月19日（火）午前10時～午後6時

○困国保年金課・☑住民福祉課

4月20日（水）～26日（火）

午前8時30分～午後5時15分

（土、日曜日を除く）

※受付期間を過ぎると申し込みができませんのでご注意ください。

受付時に持参するもの

国民健康保険人間ドック・高齢者人間ドックともに受診する人の保険証、はんこ

注意事項

検診費助成が決定した人でも、検診日当日までに、安中市国民健康保険の資格を喪失した場合、または後期高齢者医療制度加入者で市外に転出した場合は、受診できません。

安中市国民健康保険特定健康診査または後期高齢者健康診査との重複受診はできません。万一、重複受診した場合には、受診費用を全額負担していただきます。

平成28年度安中市人間ドック実施協力医療機関

医療機関名	住所	電話番号
アミヤ医院	原市1431-3	385-1511
有坂内科医院	安中1-29-1	381-0485
公立碓氷病院	原市1-9-10	385-8221
櫻井内科医院	郷原130-5	385-8551
正田病院	安中1-16-32	382-1123
須藤病院	安中3532-5	382-3131

医療機関名	住所	電話番号
田口医院	松井田町松井田372	393-1731
藤巻医院	松井田町松井田556	393-1324
堀口医院	安中2-9-15	381-0229
本多病院	鷺宮205-1	382-1255
松井田病院	松井田町新堀1300-1	393-1301
みやぐち医院	原市3875	384-1126

(50音順)

問合せ ▶ 困国保年金課国保係 (☎内線1113) ・ ☑住民福祉課税務保険係 (☎内線2160)



—リレー・エッセイ—

# 男女共同参画推進委員会

平成27年度男女共同参画に関する作文・エッセイ入選作品

高校生・一般の部 最優秀賞

上州から学ぶ

新島学園高等学校3年

湯川 哲至

男女共同参画社会基本法の理念は「男女同権」ということではないでしょうか。男女同権が実現するからこそ社会に男女が共同で参画できるのだと私は考えます。

ところで、私の住む群馬県には「かかあ天下」という言葉が古くからあります。これは家族の中で女性が威張っているという悪い意味の言葉ではなく、江戸時代のような男性優位の時代でも女性が独立の気概に富み、男女対等意識を持って創ってきた上州の精神文化を称える言葉として現在では語られています。群馬、つまり上州は古くから養蚕・製糸、織物産業が盛んであり、上州の農家や商人の家庭の経済を担ってきました。それらの産業には女性の力が欠かせず、故に他地域と比べ女性の家庭においての経済的独立性が相当高い地域だったのです。それが「かかあ天下」つまり「男女平等、夫婦対等」の気概を育みました。経済的独立性というのは、男女同権を実現していくための欠くべからざるものだということを徳富蘇峰というジャーナリストが明治に安中で発行された「西毛時事」に掲載された文章の中で、上州の気風を見て言っています。もしも男女間で得られる収入などの経済的平等が実現されないならば、例えば家族の在り方や発言権が戦前の日本と同じような男性主体のものとなってしまい男女同権はいつまで経っても人々の意識の上では実

現されません。今日の日本はどうでしょう。男女共同参画社会基本法が制定されてから時

が経ちますが、まだ社会の方に課題があります。英誌「エコノミスト」によると女性が企業などの組織の中で昇進してゆくとぶつかる「ガラスの天井」指数で日本は世界2位。つまり女性が社会の重要な位置に男性と同じ割合で参画できていないということです。法的には男女同権は実現されているはずなのになぜでしょう。それは社会を構成する男女の意識上では男女同権が十分に実現していないからだと考えます。法律上は男女同権が実現しました。「人々の意識の上での男女同権」も実現されるべきです。厚生労働省によれば日本の女性全体の収入の平均は男性のその約7割（平成25年度）となっています。男女雇用機会均等法の話に含まれることかもしれませんが、男女の経済的平等と社会の意識上での男女共同参画実現は切っても切れない話であるということはかつての上州の姿から学ぶことができるので改めて挙げさせていただきます。これからは人を雇用したり人事を考える企業等の組織に関わる人々がこのことをさらによく認識し、徹底してゆくことが大切であると考えます。そして男女の経済格差を解消してゆく、これが今の日本で男女共同参画社会を人々の意識の上でも完全に実現するために必要なことであると私は考えます。

参考文献：志村和志郎『新島襄と「かかあ天下」』上毛新聞社事業局出版部 2013年

## 問合せ▼

困市民生活課市民協働係（☎内線1207）

第61回

## 消費生活センターからのお知らせ

### 音声ガイダンスを利用した

### 架空請求に気をつけて

携帯電話の着信履歴に電話すると、自動音声ガイダンスが始まり、架空請求や個人情報取得するトラブルが発生してしまつので、注意しましょう。



## 【事例】

携帯電話に着信があったので、かけ直すと「動画コンテンツに登録し、料金を滞納している。支払わなければ民事訴訟を起こす」という音声ガイダンスが流れた。

「料金を知りたい方は1を、心当たりのない人は2を」と言われたので「2」を押したところ、電話がつながり、いきなり名前を聞かれた。そこで、先方の名前を尋ねたら電話を切られた。電話の内容に心当たりがない。

## 【ひとことアドバイス】

☆非通知や見知らぬ電話番号に出たり、かけ直したりしないようにしましょう。

☆「訴訟を起こす」などと言われ不安になつても、決して金銭の要求に応じてはいけません。覚えのない請求は無視しましょう。

☆他にも、音声ガイダンスを使って、公共機関名をかたり、給付金の支給などといって、個人情報取得しようとする手口もあります。疑問や不安を感じたとき、相手には連絡せず、まずは消費生活センターなどにご相談ください。

## 【まずは相談しましょう】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月々金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時  
問合せ▼安中市消費生活センター（☎382-2228）

# 催し物 ガイド

(3月11日現在の情報です。  
詳細はお問い合わせください。)

## 松井田文化会館

## 安中市文化センター

今月のピックアップ

今月のピックアップ

### 平成28年度の催し物について

平成28年度 松井田文化会館自主事業は、安中市合併10周年記念事業および松井田文化会館開館20周年記念事業と併せ、今まで以上にたくさんの市民の皆さんに観て、聴いて、楽しんでいただけるような『特別な』催し物を企画しています。

また、松井田公民館では年間を通して各年齢層向けに各種講座・教室などを行っていく予定です。

詳細については「広報あんなか」や「ポスター・チラシ」、「ホームページ」などで順次、お知らせしていきます。

今年度も松井田文化会館の催し物、松井田公民館の各種講座にご期待ください。

皆様のご来場、ご参加をお待ちしています。



#### 4月1日から5月15日までのスケジュール

大ホール	カラオケ発表会 4月3日(日) 10:00~17:00 入場:無料 問合せ:安松カラオケ愛好会 萩原 (☎090-3246-5362)
	無料法律相談会 4月2日(土) 10:00~16:00 入場:無料 問合せ:群馬司法書士会(☎027-224-7763)
小ホール	スプリングコンサート 4月17日(日) 14:00~15:00 入場:無料 問合せ:安中市立松井田東中学校(☎393-1122)
	花展 4月9日(土)~10日(日) 10:00~17:00 (10日は16:00まで) 入場:無料 問合せ:華道家元池坊高崎支所 松井田楓会池坊グループ 上原(☎393-1245)
ギヤロ	
問合せ	松井田文化会館 ☎393-4400 午前8時30分~午後5時15分の間 休館日はP22をご確認ください

### 平成28年度 「市民の茶席」

伝統文化を多くの皆さんに触れていただく一環として、西毛茶道会のご協力により、「市民の茶席」を開催しています。茶道未経験の人もお気軽にご参加ください。

時間▶午前10時~午後3時

参加費▶無料

申込み▶不要

月	日	曜日	場所	流派
4	16	土	文化センター 2階茶室	表千家流
6	18	土		表千家流
10	15	土		表千家流
11	未定	土	安中体育館	江戸千家
		日		裏千家
12	17	土	文化センター 2階茶室	煎茶道東阿部流
2	未定	土		表千家流
3	未定	土		江戸千家

※11月は市民展、2月はスプリングフェスティバル、3月は早春フェスティバルと同時開催です。

#### 4月1日から5月15日までのスケジュール

ホール	群馬大正琴友の会 安中支部 「すてきな仲間コンサート」 4月3日(日) 13:00~15:30 入場:無料 問合せ:群馬大正琴友の会安中支部(☎381-2107)
	安中地区敬老会 4月14日(木) 9:30~12:00 入場:関係者 問合せ:安中公民館(☎382-7641)
	第18回安中西毛地区高校演劇祭 5月1日(日) 9:40~17:00 入場:無料 問合せ:新島学園中学校高等学校演劇部 大嶋 (☎381-0240)
学習室など	西毛恵謡会 民謡民舞発表大会 5月15日(日) 9:00~16:30 入場:無料 問合せ:西毛恵謡会(☎381-2622)
	市民の茶席(表千家流) 4月16日(土) 10:00~15:00 会場:2階茶室 入場:無料
	図書読み聞かせ 4月23日(土) 14:00~15:00 会場:図書館幼児コーナー 入場:無料 問合せ:安中市図書館(☎381-0529)
問合せ	市民パソコン教室 4月2、7、9、14、16、21、23、28、30日(木、土) 5月12、14日(木、土) 13:30~15:30 会場:2階パソコン室 入場:無料
	安中市文化センター ☎381-0586 午前8時30分~午後5時15分の間 休館日はP22をご確認ください





# 生涯学習だより

## 集会所実施事業受講生募集

八城集会所（安中市松井田町八城441）

上段：教室名 下段：講師名(敬称略)	実施日	開講日
手芸教室 中山光枝	毎月 第1・3月曜	4月18日(月) 午前9時30分～
舞踊教室 粕川ヒロ子(大多摩流)	毎月 第1・3木曜	4月21日(木) 午後2時～
書道教室 増田文子	毎月 第1・3月曜	4月18日(月) 午後1時30分～
生花教室 仲百美子(池坊)	毎月 第2・4火曜	4月26日(火) 午前9時30分～

※都合により、一部日程が変更になる場合があります。

下増田集会所（安中市松井田町下増田2056-7）

上段：教室名 下段：講師名(敬称略)	実施日	開講日
手芸教室 中山光枝	毎月 第2・4月曜	4月25日(月) 午前9時30分～
舞踊教室 君波道子(西川流)	毎月 第1・3水曜	4月20日(水) 午後7時～
書道教室 増田文子	毎月 第2・4月曜	4月25日(月) 午後1時30分～
詩吟教室 藤巻明子	毎月 第1・3火曜	4月19日(火) 午後1時30分～
生花教室 伊藤和子(大和花道)	毎月 第1・3水曜	4月20日(水) 午前9時30分～

※都合により、一部日程が変更になる場合があります。



◀ 詩吟教室



◀ 舞踊教室

募集人数 ▶ 各教室とも25人      受講費用 ▶ 無料（材料費などは除く）

受付期間 ▶ 4月1日(金)～7日(木)（土・日曜日を除く）

申込み・問合せ ▶ 生涯学習課生涯学習係（☎内線2246）

平成26年度人権作品集「おもいやり」から  
人権問題

安中市立第二中学校  
2年 原田 隼汰

（前号からのつづき）  
相手には反省もしながら、感謝もして  
います。

そして今回、僕がこのようなことを書こうと思った大きなきっかけは、授業で人権について学習し、その中でビデオを見たからです。「外国人の人権」や「部落差別」、このようなことは、相手の心を傷つけるための凶器にすぎません。そのため、実際に凶器をつくってしまった体験のある僕が、その凶器がいかに相手の心を傷つけてしまふかを伝えなければなりません。そして、しっかりとその人の心を守るために、凶器をつくらぬ環境を築いていきたいと思えます。

まず第一に、学校全体で協力や助け合いをし、笑顔をもっとたくさん増やしていったり、誰もが相談に乗れるくらいに団結力を高めたりと、身近なことから始めていくことで、自分への自信が湧いてくるだけでなく、弱気になった自分の気持ちを立て直すことができます。そうすることで、周りの環境も変わっていくと思います。そのためにも、「これからの努力が大切なんだ。」と、僕は思います。この環境を変えるための努力は、たった一歩だとしても、大きな一歩であるのではないかと僕は思い、日々がんばっていきます。

問合せ ▶ 生涯学習課生涯学習係

（☎内線2244）  
（おわり）

# 学習の森だより

No.120

『安中の文化財』

## 二曲一双銀屏風

高林五峰書

昭和7年(1932)

この屏風は高林五峰が72歳の時の作品で、教育勅語の一文の「智能ヲ啓発シ」と「進テ公益ヲ広メ」を漢文で書いたものです。屏風裏貼紙によれば、昭和7年4月8日(『安中小学校沿革誌』では同年2月17日)に清水岩次郎が安中小学校に寄贈したものです。

高林五峰【1861~1935】は下後閑村出身の書家高林二峰の長男で、本名を寛、字は子栗といひます。明治から昭和にかけて活躍した書家で、日本美術協会幹事長や日本書道会顧問を歴任しています。代表的な作品としては上毛新聞の題字があり、これは五峰27歳の時の作品です。

4月29日(金・祝)より開催する春季企画展「安中の書」にて展示いたします。



平成27年度  
「文化財愛護ポスター」  
優秀作品(敬称略)  
松阪 菜々子(安中二中2年)

平成二十八年度春季企画展

## 安中の書

昨年、安中市では山中義矩氏より安中市郷原の書家山中節一(義峰)氏【1914~2008】が収集された書の寄贈を受けました。

そこで山中節一氏収集資料を中心とした安中市所蔵の書を展示します。主な作品としては板鼻の川島蘭洲、後閑の高林二峰・五峰父子、原市の山本有所・五十貝紗堂、後閑の徳野大空などの書家の作品、また、教育者の荒木寅三郎・中島信虎の揮毫の書額などを展示します。

期間 四月二十九日(金・祝)~五月二十二日(日)

時間 午前9時~午後5時(入館は午後4時30分まで)

場所 ふるさと学習館

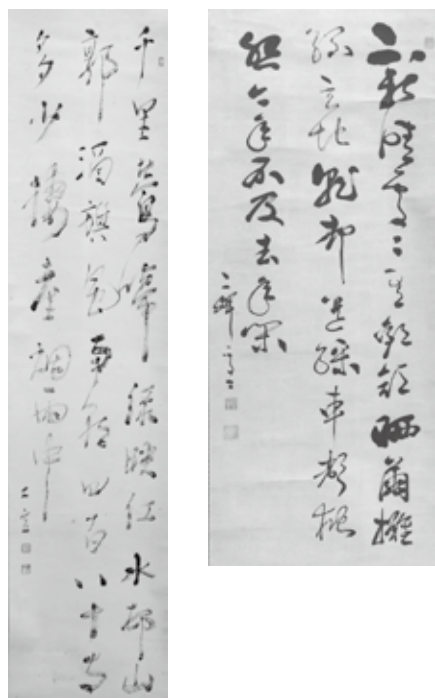
入館料 大人・100円

高校生以下・無料

団体(20人以上)・80円

休館日 火曜日(ただし5月3日は開館)、

5月6日(金)、11日(水)、12日(木)、13日(金)



問合せ▶安中市学習の森 ふるさと学習館  
Tel. 027-382-7622 Fax. 027-382-7623  
Mail: furusato@des.city.annaka.gunma.jp



## 健康公開講座を開催

1月23日(土)に、市民健康公開講座が松井田文化会館で開催されました。イムス太田中央総合病院 消化器・腫瘍センター長を勤め、ピロリ菌感染症、消化器がんの診断のスペシャリストである大和田進先生を講師として招き、「胃がんにならないためには…」と題して行われました。参加した皆さんは真剣に耳を傾けていました。

## いじめをなくすために

市内の小・中学校で行っている、いじめ防止子ども会議が1月28日(木)に、市役所庁舎で開かれ、児童、生徒および関係者など約100人が集まりました。「いじめ防止活動の取組の輪を市内の全校に広げよう」をテーマとして、今まで行ってきた活動を発表したり、今後の活動のテーマを話し合ったりするなど、いじめをなくすために真剣に取り組む姿が見られました。



## 安中市上毛かるた大会

1月31日(日)に、安中体育館で第10回安中市上毛かるた大会が開催され、市内13地区の予選を勝ち抜いた150人が出場し、真剣なまなざしで熱戦を繰り広げました。

## 九十九地区生涯学習センターが完成

九十九地区生涯学習センター改築事業が完了し、同センターの落成記念式典が2月2日(火)に開催されました。式典では、来賓による祝辞や、地元団体によるアトラクションなどが行われ、にぎやかな式典となりました。



## 園児による鬼退治

2月3日(水)に、市内の保育園や幼稚園で鬼退治が行われました。安中市商工会、安中市松井田商工会の青年部が鬼に扮し、園を訪れました。園児たちは、勇敢に鬼に立向かい退治することができました。退治した鬼と仲良くなったあと記念撮影などを行いました。

ぐま  
ぱ  
と  
い  
ろ  
い  
ろ

## 優雅に着飾るひな人形を前に

2月2日(火)から3月21日(月・振)まで、五料の茶屋本陣でひな人形展が開催されました。毎年にごわつ同展では、約1,000体ものひな人形を展示しており、3日(水)には、松井田細野小学校3年の児童が訪れ、ひな人形を前に歓喜していました。



## 災害時相互応援協定を締結

2月5日(金)に、市役所困で、長野県軽井沢町と災害時の連携強化を目的とした、災害時相互応援協定を締結いたしました。災害が発生した際には、食料や飲料水、応急措置に必要な物資の運搬や提供などのほか、さまざまな事項において相互に応援活動を行います。

## 市民マラソン大会を開催

2月7日(日)に、市民マラソン大会が開催されました。全部で12クラスに分かれ、ファミリーの部から一般の部まで458人が出場し健脚を競いました。



## 100歳おめでとうございます

原ひさえさん(西上秋間)が100歳の誕生日をむかえられ、お祝い品が贈られました。これからもお元気に過ごしてください。



## スプリングフェスティバル

2月6日(土)・7日(日)に松井田文化会館(写真左)で、13日(土)に安中市文化センター(写真右)で、スプリングフェスティバルが開催されました。両会場とも手作り制作体験ができる趣向を凝らした催し物が行われたり、郷土料理の試食があったりと会場は訪れた人たちににぎわいました。

おめでとうございます



春原 力さん  
(松井田町松井田)

高齢者叙勲  
瑞宝双光章

# 市民 information インフォメーション

安中市役所

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13  
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス:  
<http://www.city.annaka.gunma.jp>  
メールアドレス:  
kouhou@city.annaka.gunma.jp

## ◎五月人形展 を開催

市教育委員会で

は、恒例の五月人形展を次のとおり開催いたします。ご家族でぜひお出かけください。

日時▼4月19日(火)～5月15日(日)

午前9時～午後5時

場所▼五料の茶屋本陣

(松井田町五料564番1)

観覧料▼大人210円 小人100円

休館日▼毎週月曜日

(休日と重なった場合は、翌日休館)

問合せ▼文化財保護課文化財活用係

(☎382-7622)



## ◎今月から広報紙の 発行回数が3回から2回 に変わります

今まで毎月3回(1月は2回)の広報紙を市民の皆さんに配布してまいりましたが、このたび、経費節減、事務効率改善のため、広報あんなかを1回、おしらせ版を1回の月2回の発行とすることとなりました。広報あんなかは毎月1日号、おしらせ版は毎月15日号として発行いたします。

問合せ▼

図書館課広報広聴係(☎内線1014)

## ◎特別弔慰金の請求はお済みですか

先の大戦で亡くなられた軍人、軍属などの遺族に対して支給する特別弔慰金の請求を受け付けています。まだ請求していない人は、早めに手続してください。

国債の名称▼

第十回特別弔慰金国庫債券「い」号

支給内容▼額面25万円、5年償還の記名国債

支給対象者▼戦没者などの死亡当時の遺族で、

平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金

などを受ける人がいない場合に、次の順序による

先順位の遺族一人

①27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援

護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者などの死亡当時に生計を共にしていた

父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁

組により、27年4月1日現在で氏が変わって

いる人は除きます)

④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤①～④以外の三親等内の親族(戦没者などの

死亡時まで引き続き一年以上生計を共にして

いた人に限ります)

請求期限▼平成30年4月2日(月)

その他▼請求の際に、請求書への個人番号の記

入のほか、「マイナンバーカード」または個人

番号の「通知カード」、身元確認書類の提示が

必要です。詳しくはお問い合わせください。

請求手続先・問合せ▼

困福祉課社会福祉係(☎内線1152)

困住民福祉課福祉子ども係(☎内線2154)

## あいことばは「いかにすし」

～子どもを犯罪から守りましょう～



いか…知らない人に  
ついていかない



の…他人の車にのらない



お…おごえを出す



す…すぐ逃げる



し…何かあったらすぐ  
しらせる

子どもたちの周辺には、危険がたくさん潜んでいます。不審な人や車を見かけたり、声をかけられたりしたときは、先生や家の人などに知らせるよう指導するなど家族で子どもの安全について話し合ひましょう。

# 行事カレンダー

4月1日→5月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
4月			5月					
1	金		16	土	●市民の茶席 文化センター 10:00～15:00 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	1	日	●困市民課休日窓口 8:30～12:00
2	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	17	日	●困市民課休日窓口 8:30～12:00	2	月	
3	日	●困市民課休日窓口 8:30～12:00	18	月		3	火	
4	月		19	火	●五月人形展(～5/15) 五料の茶屋本陣 9:00～17:00	4	水	
5	火		20	水		5	木	
6	水		21	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	6	金	
7	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	22	金		7	土	●安政遠足前夜祭 文化センター 11:00～
8	金		23	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●図書読み聞かせ 安中市図書館 14:00～15:00	8	日	●碓氷関所まつり 10:10～ ●安政遠足待マラソン大会 武家長屋前スタート 8:00～
9	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	24	日		9	月	
10	日		25	月	●第4回農業委員会総会 困 11:00～	10	火	
11	月		26	火		11	水	
12	火		27	水		12	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
13	水		28	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	13	金	
14	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	29	金	●ふるさと学習館春季企画展 「安中の書」(～5/22) 学習の森 9:00～17:00	14	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
15	金		30	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	15	日	●困市民課休日窓口 8:30～12:00

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

## 休館のご案内

恵みの湯	4/5・19 5/6	スポーツセンター	(※は温水プールのみ休業です)
峠の湯	4/12・26 5/10		4/4・11※・18・25※
鉄道文化むら	4/5・12・19・26 5/10		5/2・6・9・10・11
文化センター	(※は図書館のみ休館です)	学習の森	(※はふるさと学習館のみ休館です)
	4/5・12・19・26・28※		4/5・12・19・26・28※
	5/3・10		5/6・10・11・12・13
文化会館	4/4・11・18・25・30 5/2・9	いきいき長寿センター	4/4・11・18・25
碓氷川熱帯植物園	4/5・12・19・26 5/6・10		5/2・6・9・10・11・12

# 相談案内

4月1日→5月15日

## 行政相談

☎ 4/7・21 5/12 9時～11時30分  
☎ 4/4 5/2 13時30分～16時

## 無料法律相談

☎ 4/1・15 5/6 13時～16時  
※要電話予約 ☎市民生活課 (☎内線1207)

## 人権相談

☎ 4/21 13時30分～15時30分  
☎ 4/15 13時30分～15時30分

## 家庭児童相談

電話相談・面接相談 (☎子ども課)  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時  
※要電話予約 ☎子ども課 (☎382-8005)

## 健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)

☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分  
※要電話予約 ☎健康づくり課 (☎内線1174)

## 妊婦健康相談 (母子手帳交付)

☎・☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分  
※要電話予約 ☎健康づくり課 (☎内線1174)

## 消費生活相談

消費生活センター (☎敷地内)  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)

## 労働相談

☎ 第1・3火曜日 13時30分～16時  
※要電話予約 ☎市民生活課 (☎内線1207)

## 無料税務相談

4/6 13時～16時  
※要電話予約 ☎税務課 (☎内線1061)  
☎住民福祉課 (☎内線2161)

## 障害者相談

知的・身体障害者相談 (☎・☎)  
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分  
精神障害者相談 (ヌアリーベ ☎380-5385)  
月～土曜日 (祝日を除く) 10時～18時

## 青少年相談

電話相談・面接相談 (☎青少年センター)  
メール相談 (seishonen@city.annaka.gunma.jp)  
月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時  
※要電話予約 (☎393-4777)

## 介護相談・認知症相談

電話相談・面接相談 (☎・☎)  
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～16時  
※要電話予約 ☎介護高齢課 (☎内線1189)  
☎住民福祉課 (☎内線2151)

## 心配ごと相談

地域福祉支援センター (☎382-8397)  
毎週木曜日 (祝日を除く) 9時～11時30分  
☎ 第9会議室  
毎週月曜日 (祝日を除く) 13時30分～16時

## 青色申告記帳相談

安中商工会 (☎382-2828)  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～12時  
松井田商工会館 (☎393-1411)  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～17時

## 交通事故相談

安中交通安全協会  
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時  
※要電話予約 (☎382-0211)

## 健康通信 平成28年度 安中市各種検診について

今年度の安中市の各種検診については、5月末頃、対象者全員に受診シールを送付する予定です。また、今年度から個別検診を受診する女性 (40・45・50・55・60・65・70歳) を対象とした骨粗しょう症検診が始まります。これまで市の検診を受けたことがない人も、ぜひこの機会に検診を受けましょう。

詳細は、☎健康づくり課 (☎内線1172) までご連絡ください。

## 本庁市民課 休日窓口開設日

4月3日・17日 5月1日  
午前8時30分～正午

### 業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

## 給水管修理当番業者 (4月1日～5月15日)

上水道と簡易水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

4 月			5 月		
1日	D・M・R	16日	A・T・V	1日	I・J・O
2日	C・E・N	17日	M・X・Y	2日	A・F・P
3日	H・Q・W	18日	C・G・K	3日	L・M・S
4日	I・O・Z	19日	D・R・W	4日	C・T・V
5日	F・P・U	20日	E・N・Z	5日	W・X・Y
6日	B・L・S	21日	H・U・Q	6日	G・K・Z
7日	J・T・V	22日	B・I・O	7日	D・R・U
8日	A・X・Y	23日	F・J・P	8日	B・E・N
9日	G・K・M	24日	A・L・S	9日	H・J・Q
10日	C・D・R	25日	M・T・V	10日	A・I・O
11日	E・N・W	26日	C・X・Y	11日	F・M・P
12日	H・Q・Z	27日	G・K・W	12日	C・L・S
13日	I・O・U	28日	D・R・Z	13日	T・V・W
14日	B・F・P	29日	E・N・U	14日	X・Y・Z
15日	J・L・S	30日	B・H・Q	15日	G・K・U

	業者名	TEL		業者名	TEL
A	今川設備	382-9433	N	(有)武美工業	382-5061
B	(有)入沢電気商会	382-1609	O	(有)田中工作所	385-4126
C	碓氷設備	381-2730	P	(株)半田組	385-8374
D	(有)内堀設備工事	393-0157	Q	(有)福美商事	381-0293
E	(有)金子屋商店	393-0332	R	(有)松本住設	385-6278
F	(有)黒須設備工業	381-1148	S	(株)茂木設備	381-6616
G	群栄工業(株)	393-1012	T	(有)山田タイル工業	381-0075
H	児玉工業(有)	393-3118	U	(株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I	(有)佐藤商店	395-2323	V	(株)ユタカ	385-7647
J	佐藤燃料(株)	381-1111	W	オオカワラ住器	382-1987
K	(有)渋谷設備	381-1262	X	反町備工	384-2058
L	(有)ジーワイ燃設	382-2891	Y	第一設備工業(有)	385-8769
M	(有)須藤工業	388-1178	Z	(株)フェニックス	382-5262

あなたの作品、ご応募ください

安中市合併10周年記念

# 第42回安政遠足写真コンテスト



日本マラソン発祥の地安中市で行われる、ユニークで楽しい侍マラソンの写真コンテストを行います。安中市文化センターを出発し、くつろぎの郷をゴールとする関所坂本宿コースと、熊野神社をゴールとする峠コースがあり、29キロメートルにもおよぶシャッターチャンスがあります。どうぞ奮ってご応募ください。

### ■写真コンテストの対象

安政遠足前夜祭全般の写真（5月7日(土) 午前11時から文化センターなどを会場）  
安政遠足（5月8日(日) 午前8時に文化センターを出発する全コースの写真）

### ■応募サイズ

手焼き四つ切プリント・ダイレクトプリント四つ切（ワイド四つ切は不可）、デジタル銀塩プリント

### ■締め切り

6月24日(金)（当日消印有効）

### ■応募先

フジカラープロフォトセンター取扱店、 体育課

### ■賞

- |        |            |    |
|--------|------------|----|
| 優勝 1人  | 賞金 30,000円 | 賞状 |
| 準優勝 2人 | 賞金 10,000円 | 賞状 |
| 第3位 3人 | 賞金 5,000円  | 賞状 |
| 入選 5人  | 賞金 3,000円  | 賞状 |
| 佳作 10人 | 賞金 2,000円  | 賞状 |
| 特別賞    | 記念品        | 賞状 |

### ■応募規定

- ①応募枚数に制限はありません。
- ②応募作品には必ず、応募票を貼付（セロテープ貼り不可）し、必要事項の記入をお願いします。
- ③入賞作品の使用権は主催者側に属します。
- ④入賞通知を受けた人は、必ずネガおよびリバーサル提出をお願いします。デジタルカメラの人はCDにコピーしてください。画像データの解像度は四つ切サイズで300DPI以上でJPEGファイルでお願いします。
- ⑤返却希望の人は、返却用封筒に切手が貼ってあるものに限り（郵送で応募した場合のみ）
- ⑥応募作品は未発表のものに限り。
- ⑦落選作品の返却は応募店からとなります。

■駐車場 安中市文化センターおよびその周辺には駐車場がありません。車での来場はご遠慮ください。

■発表 平成28年8月下旬 入賞者は直接通知します。

■展示  および  のロビー、翌年度の前夜祭会場。また市ホームページに掲載します。

■主催 安政遠足前夜祭実行委員会 安政遠足保存会 安中市教育委員会

■後援 群馬県写真材料商組合（株）フジカラープロフォトセンター群馬営業所

問い合わせ  体育課（☎382-2500） フジカラープロフォトセンター（☎327-5882）

こちらの応募票に記入し、作品の裏に貼付してください。

## 第42回安政遠足写真コンテスト

画題	
住所	男 ☎ 女
ふりがな 氏名	職業
取扱店	



## 安中市合併10周年記念チャリティコンサート「ロス・プリモス安中公演」LIVE



昭和40年代に、ムード歌謡で一世風靡し、ラブユー東京、たそがれの銀座、さよならは五つのひらがな他、数々のヒット曲でおなじみのロス・プリモスをお迎えし、記念コンサートを開催することとなりました。ぜひお楽しみください。

日時▶6月19日(日) 午後1時30分～（開場：午後1時）

場所▶安中市松井田文化会館 大ホール

チケット▶全席自由 前売2,500円 当日3,000円

出演者▶ロス・プリモス

友情出演▶峰たかし（元ロス・プリモス）、後藤りゅうじ（元ロス・インディオス）

※ロス・プリモスを安中に呼ぶ会（木村、吉本）、松井田文化会館の窓口にて、チケット好評販売中。

主催・問合せ▶ロス・プリモスを安中に呼ぶ会 木村（☎090-3141-0576）、吉本（☎382-3205）

### 皆さんの声をお待ちしております

市役所、、各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投函できるポストを配置しております。



### 人口と世帯

	日本人住民		外国人住民		
	男	女	男	女	
安中地域	22,497	23,161	160	218	合計 60,174人
松井田地域	6,843	7,218	26	51	世帯数 24,478
合計	29,340	30,379	186	269	(平成28年2月末日現在)



# 平成28年度市税等納期限一覧表

納期限	市 税				(介 護 保 険 料 ) (普 通 徴 収)	(医 療 保 険 料 ) (普 通 徴 収)	後 期 高 齢 者	国民年金保険料 ※1…1年前納 ※2…6カ月前納 ※3…2年前納
	都 市 計 画 税	固 定 資 産 税	軽 自 動 車 税	(普 通 徴 収) 市 民 税				
平成28年	5月2日(月)							※1…28年4月分～29年3月分 ※2…28年4月分～28年9月分 ※3…28年4月分～30年3月分
	5月31日(火)	1期	全期					28年4月分
	6月30日(木)			1期				28年5月分
	8月1日(月)	2期			1期	1期	1期	28年6月分
	8月31日(水)			2期	2期	2期	2期	28年7月分
	9月30日(金)	3期			3期	3期	3期	28年8月分
	10月31日(月)							※2…28年10月分～29年3月分
	10月31日(月)			3期	4期	4期	4期	28年9月分
	11月30日(水)	4期			5期	5期	5期	28年10月分
	12月26日(月)			4期	6期	6期	6期	
平成29年	1月4日(水)							28年11月分
	1月31日(火)				7期	7期	7期	28年12月分
	2月28日(火)				8期	8期	8期	29年1月分
	3月31日(金)							29年2月分
	5月1日(月)							29年3月分

※口座振替の人は、預金残高の確認をお願いします。

※公的年金からの天引き（特別徴収）に該当している人は年金支給時に差し引かれます。

- ◎市税・介護保険料・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料について
  - ・納期限内に必ず納付されますようお願いいたします。
  - ・口座振替もご利用ください。
  - ・不明な点がありましたら、お気軽に下記までご相談ください。

◎市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、次の場所で納めることができます。

市役所本庁、松井田庁舎、群馬銀行、東和銀行、しののめ信用金庫、群馬県信用組合、中央労働金庫、碓氷安中農業協同組合、みずほ銀行、ゆうちょ銀行・郵便局（関東地方および山梨県所在で納期限内に限る）

※市税のみ主なコンビニエンスストア（バーコード付納付書のみ）も可

◎国民年金保険料は、全国の主な金融機関とコンビニエンスストア（一部店舗を除く）で納められます。そのほか、クレジットカードでもお支払いができます。

◎次のようなときは国民健康保険に関する届出をお願いします。

- ・国民健康保険に加入していた人が勤め先の健康保険に加入したとき
- ・退職などにより勤め先の健康保険をやめたとき
- ・家族が転居や転出をしたとき

## 安中市役所 ☎ 3 8 2 - 1 1 1 1

本庁舎

松井田庁舎

市 県 民 税	…… 税務課市民税係（内線1064）	住民福祉課税務保険係（内線2161）
固 定 資 産 税	…… 税務課固定資産税係（内線1070）	住民福祉課税務保険係（内線2161）
都 市 計 画 税	…… 税務課固定資産税係（内線1070）	住民福祉課税務保険係（内線2161）
軽 自 動 車 税	…… 税務課諸税証明係（内線1063）	住民福祉課税務保険係（内線2161）
国 民 健 康 保 険 税	…… 税務課諸税証明係（内線1062）	住民福祉課税務保険係（内線2161）
納 税 に つ い て	…… 収納課（内線1084）	住民福祉課税務保険係（内線2161）
国 民 年 金 保 険 料	…… 国保年金課医療年金係（内線1117）	住民福祉課税務保険係（内線2122）
介 護 保 険 料	…… 介護高齢課介護保険係（内線1187）	住民福祉課健康介護係（内線2151）
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	…… 国保年金課医療年金係（内線1119）	住民福祉課税務保険係（内線2122）